

改正

平成30年3月12日教育委員会告示第8号

平成31年3月11日教育委員会告示第3号

令和元年5月1日教育委員会告示第1号

令和2年3月13日教育委員会告示第5号

清須市生涯学習人材バンク設置要綱

(設置)

第1条 生涯学習に関する知識、経験、技能等を有している人材を発掘し、その情報を提供することにより、市民の生涯学習を支援し、豊かな地域社会をつくるため、清須市生涯学習人材バンク（以下「人材バンク」という。）を設置する。

(事業)

第2条 人材バンクの事業は、次のとおりとする。

- (1) 人材の登録、更新及び取消しに関すること。
- (2) 登録情報の管理及び提供に関すること。
- (3) 人材の発掘及び養成に関すること。
- (4) その他人材バンクに関し必要なこと。

(登録の分野、対象及び資格)

第3条 人材バンクへの登録の分野は別表のとおりとする。

- 2 人材バンクに登録する対象は、生涯学習についての理解とボランティアへの熱意を持ち、知識、経験及び技能を地域社会に積極的に役立てようとする意欲のある個人又は団体（国籍、住所等は問わない。）とする。ただし、政治、宗教又は営利を目的とする場合は、登録できないものとする。

(登録方法)

第4条 人材バンクに登録しようとする者（以下「申請者」という。）は、清須市生涯学習人材バンク講師登録申請書（個人用）（第1号様式）又は清須市生涯学習人材バンク講師登録申請書（団体用）（第2号様式）（以下「申請書」という。）を清須市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認め

たときは、清須市生涯学習人材バンク登録通知書（第3号様式）により申請者に通知し、当該申請者を人材バンクに登録するものとする。

（登録の有効期間）

第5条 登録の有効期間は、登録された日から2年を経過した日の属する年度の末日までとする。

（登録の取消）

第6条 教育委員会は、人材バンクに登録した者（以下「登録者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- （1） 申請書の内容に虚偽があったとき。
- （2） 人材バンクを利用して政治活動、宗教活動又は営利行為をしたとき。
- （3） 社会的信用を失墜するような行為をしたとき。
- （4） 登録者から取消しの申出があったとき。
- （5） 前各号に定めるもののほか、教育委員会が不適格と認めたとき。

（登録の変更）

第7条 登録者は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに清須市生涯学習人材バンク講師登録内容変更申請書（個人用）（第4号様式）又は清須市生涯学習人材バンク講師登録内容変更申請書（団体用）（第5号様式）を教育委員会に提出するものとする。

（登録の更新）

第8条 第5条の規定は、登録者が登録の更新をしようとする場合について準用する。

（登録情報の公表）

第9条 登録者の登録情報のうち、氏名、団体名及び登録の分野は公表するものとする。ただし、登録者から申出があったときは、この限りでない。

（人材バンクの利用）

第10条 人材バンクを利用できる者は、市内で活動している団体とする。

- 2 政治、宗教又は営利を目的とする場合は、人材バンクを利用することができない。
- 3 人材バンクを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、自ら登録者と協議して、日程、登録者に対する謝礼等について決定し、清須市生涯学習人材バンク利用申込書（第6号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

（報告）

第11条 利用者は、人材バンクを利用した場合には、清須市生涯学習人材バンク利用者報告書（第7号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

(事故等)

第12条 人材バンクの利用に伴い発生した事故及び損害については、教育委員会は責任を負わないものとする。

(庶務)

第13条 人材バンクの庶務は、教育委員会事務局教育部生涯学習課において処理する。

(雑則)

第14条 この告示に定めるもののほか、人材バンクに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月12日教育委員会告示第8号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月11日教育委員会告示第3号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年5月1日教育委員会告示第1号)

この告示は、令和元年5月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月13日教育委員会告示第5号)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表 (第3条関係)

区分	A 人文・社会	B 自然科学	C 産業技術	D 教育・学 習	E 芸術・文 化	F スポーツ	G 家庭・生 活	H 言語	I その他
1	歴史	化学	情報・通 信	幼児教育	書道	陸上	出産育児	日本語	環境
2	地理	天文	商工	家庭教育	絵画	体操	介護	英語	福祉
3	政治	数学	農林・水 産	青少年教 育	版画	球技	礼儀作法	ドイツ語	まちづく り

4	経済	物理	園芸	成人教育	写真	水上	衣服・裁縫	フランス語	国際事情
5	法律	地学・気象	造園	高齢者教育	演劇	雪上・氷上	料理・栄養	スペイン語	イベント
6	哲学・思想	医学	畜産	生涯学習	舞踊・バレエ	武術・格闘技	手芸	イタリア語	余暇活動
7	宗教	薬学	運輸・交通	人権教育	彫刻・工芸	野外活動	理容・美容	フィンランド語	時事
8	心理学	生物学	観光	平和教育	音楽	その他	消費生活	ロシア語	その他
9	民俗・郷土	動植物	機械・電子	女性問題	茶道・華道		住居・家具	中国語	
10	考古	その他	土木・建築	一般教育	文学		防災	その他	
11	その他		その他	その他	大衆演芸		保健衛生		
12					その他		その他		